

東京都中学校技術・家庭科研究会会則

第一章 総則

第1条 本会は東京都中学校技術・家庭科研究会と称し、事務局を会長の指定する場所におく。

第二章 目的および事業

第2条 本会は中学校技術・家庭科教育の研究と振興を目的とする。

第3条 本会の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 研究、研修
- 2 諸調査
- 3 研究大会の開催
- 4 諸機関との連携
- 5 その他必要な事業

第三章 組織

第4条 ①本会は都内中学校技術・家庭科に関係ある教職員およびその協力者をもって組織し、地区ごとに部会を設ける。単位地区は各区・市・町・村、(国立)とする。

②必要に応じて数地区の連合によって支部をおくことができる。

第四章 役員・委員

第5条 ①本会は次の役員をおく。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 若干名
- 3 会計監査 2名
- 4 事務局長及び次長
- 5 部長 各部1名

②本会に顧問をおく。

第6条 ①会長、副会長は役員会にて選出し、総会の承認を得る。その他の役員及び支部長は会長が委嘱する。

②支部長は支部に属する地区部長の互選または推薦によって会長が委嘱する。

第7条 本会には次の委員をおき、委員の選出、構成は別に定める。

- 1 常任委員
- 2 専門委員

第五章 役員・委員の任期と任務

第8条 役員は任期は1年とし、再任を妨げない。

第9条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

第10条 役員は任務は次の通りとする。

- 1 会長は本会を代表し、会を総括する。
- 2 副会長は会長を助け、会長に事故あるときは、その代行をする。
- 3 会計監査は本会の経理を監査する。
- 4 支部長は支部の業務を総括する。
- 5 事務局は本部及び支部の事務を掌る。事務局の構成は別に定める。
- 6 部長は各部の事業を総括する。
- 7 顧問は会長の諮問に応える。

第11条 常任委員は単位地区を代表し、会務の審議および、本部と単位地区との連絡に当たる。

第12条 専門委員は、各部に属し、会の事業の実施に当たる。

第13条 第3条の事業を行うために、必要に応じて会長は、特別な委員会を設け、委員を委嘱することができる。

第六章 会議

第14条 本会の会議は次のとおりとし、会長が招集する。

1 総会は年1回開く。また常任委員会をもって総会に変えることができる。

2 地区部長会、常任委員会および専門委員会は随時開催することができる。

第15条 本会の緒会議の議決は出席者の過半数をもって行う。

第七章 会計

第16条 本会の経費は会費その他の収入をもって当てる。本会の会計年度は4月1日にはじまり、翌年3月31日に終わる。

第八章 付則

第17条 本会の会則、会員名簿および会計簿その他必要な諸表簿を常備する。

第18条 本会の会則は、総会の承認を経なければ改廃することはできない。

第19条 本会則は昭和30年5月30日より施行する。(途中省略)

本会則は平成9年5月18日 一部改正
平成14年5月9日 一部改正
平成16年5月18日 一部改正

細則

1条 事務局は事務局長、事務局次長、書記、会計をもって構成する。

第2条 常任委員は各単位地区より2名以内選出する。

第3条 専門委員は各単位地区の推薦または会長の委嘱により、各部に所属する。

第4条 本会の事業を遂行するため、次の各局・部をおくことができる。

- 1 事務局
- 2 総務部
- 3 研究部
- 4 調査部
- 5 事業部

第5条 本会の事業を促進させるため、会長は役員会を開催することができる。